

平成 29 年(行ウ)第 6 号設計委託業務公金支出差止住民訴訟事件

原 告 寺本 泰之 外 1 名

被 告 豊橋市長 佐原 光一

## 準 備 書 面(1)

平成 29 年4月21日

名古屋地方裁判所 民事第 9 部AO係 御中

### 第 1 答弁書の第 2、第 3 に関する訂正について

- 1、第 2 の 2(1)、3(1)ア、4(2)について原告は、「あいち電子調達共同システム」ホームページから「あいち電子調達共同システム」の「入札情報サービス」から本件入札結果の情報を取得している(資料 1)。詳しくは被告が知るところにあるので開札日、落札決定日は被告の主張を認める。
- 2、(1) 第 2 の 2(2)イにおける株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所の入札価格が予定価格の 51.19%である、とする被告の主張を認め、原告らは訂正する。従って(3)アについても被告の主張である 51.19%を認め、(3)イ、については被告の主張である失格判断基準との差は 0.21%を認め、原告らは訂正する。
- (2) 第 2 の 3(1)イにおける失格判断基準を予定価格の 49.81%とする被告の主張を認め、原告は訂正する。

同じく 3(1)エにおけるパシフィックコンサルタンツ株式会社中部社の入札価格が予定価格の 49.78% であるとする被告の主張を認め、原告は訂正する。

### 3、第 3 の 1 の(3)について

本件委託業務①②については、監査請求時の金額を基に行った。そのときは税抜きで請求を行ったので、本件訴訟提起も税抜きで行った。また監査請求時には追加業務は行われていなかった。乙 7, 8 より被告の主張の金額に従い訂正する。ただし、本件委託業務①は未払いであるが、本件委託業務②については設計変更が行われており 13, 373, 640 円（消費税込み）の委託金額となっている。また、平成 29 年 3 月 31 日に業者に委託金額が支払われていることが判明した。担当職員からの聞き取りで判明した。したがって訴えの変更申立を行う。

## 第 2 答弁書に対する反論

### 1、第 2 の 2 の(3)ウ及び(4)について、

被告は、入札価格と失格判断基準との差額をダンピングと判断したものであるのではない、と主張する。しかし、ダンピングのおそれを排除するために低入札価格調査をせず失格にしたのであるから、入札価格と失格判断基準との差額をダンピングと判断したと考えるのが妥当である。

### 2、第 2 の 5 の(1)について

被告は、原告の寺本が提訴した、入札価格が失格判断基準より低いだけで調査をせず失格にする制度を問題として平成 28 年（行コ）第 1

3号の原審（名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第68号）について「控訴審が原審を相当であるとして請求を棄却したという限度で、認めると主張している。原審を相当としたのであるから、原審で判示された「本件失格判断基準のように、適切に機能しているか否かが必ずしも明確ではない場合には、その導入後合理的な期間が経過した後に、これが適切に機能しているか否かについて検証する必要があるといわなければならない、このような検証をした結果、適切に機能していないことが判明したにもかかわらず、その是正を怠った場合、又は合理的な期間を経過してもなお検証すら行わない場合には、このような失格判断基準に基づく入札は違法になるというべきである。」（甲6：17ページ1行目）としている。

したがって被告は、本件委託業務①、②の入札結果が違法ではないとするならば、平成25年6月1日に設計委託業務に失格判断基準を導入後、4年近くを経た平成29年4月20日現在までの間、適切に機能しているか否かについて、失格者に対する入札価格の検証をしたことを証明する必要がある。

### 3、第2の5の(3)について

被告は、原告の設計委託業務への失格判断基準導入に関して検証がされていないとする主張を否認した。ここで争点となっているのは失格判断基準を下回って失格となった業者に対する調査、検証である。被告は第3の2の(4)イにおいて鈴木伸幸財務部長が、豊橋市定例会平成28年9月議会及び12月議会（乙13の158ページ）の原告寺本の質問に対

して「入札ごとの落札状況などについては随時検証しておりますが、現在までにこの制度の実効性を高めるために行うべき案件は発生しておらず、失格者に対する調査は実施しておりません。」と答弁している、と主張している。つまり、失格となった業者に対する調査、検証はされていない。

以上から被告が、原告の設計委託業務への失格判断基準導入に関して検証がされていないとする主張に対して、否認することは失当である。

#### 4、第3の2の(2)、(3)について

① 被告は、乙10、乙11の1および2をもって本件失格判断基準の検証をした、と主張するが、平成28年（行コ）第13号の原審（名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第68号）の判示が意味するのは失格判断基準で失格となった業者の調査、検証である。乙10、乙11の①および②はそれに当たらない。乙11の①および②は入札結果の落札率及び他県他市等の入札制度の現状であり、原審の判示が求める検証ではない。

同じく(3)では被告は、「個別案件で本件失格判断基準を若干下回る場合については、事業者が入札額を積算する際の積算誤差による可能性が高いため、豊橋市としては、失格者に対し調査する必要はないと判断している。もっとも積算誤差以外の差が生じたものなどについては、低入札価格調査試行要領を参考に事情聴取などによる個別の検証を行う必要があると考えている。」（5ページの下から3行目～6ページ2行目）と自ら失格者の検証をしていない旨を述べている。

#### 5、第3の2の(4)について

① 被告は、平成28年9月定例会及び12月定例会において本件失格判断基準の検証につき、鈴木伸幸財務部長が「個別案件ごとに入札結果や毎年度ごとの入札結果を常に検証を行っており」との答弁を用い、検証を行っていないとは述べていない、と主張するが、第3の2の(4)イで鈴木伸幸財務部長は「失格者に対する調査はしていない」と言明している。この言葉により、本件委託業務①②の入札の違法性を証明している。

平成28年12月定例会(乙13の158ページ)で鈴木伸幸財務部長が「低入札価格制度における失格判断基準が適正に機能しているかどうかにつきまして、個別案件ごとに入札結果や毎年度ごとの入札結果を常に検証を行っており」の答弁は入札結果の落札率及び他県他市の入札制度の検証であり、ここで争点となっている原審の判示である「失格者の検証」ではない。

② 原告は、平成28年(行コ)第13号の判決が言渡された平成28年7月7日以降の失格判断基準が導入された委託業務を開示請求し調査した。その結果、被告が失格判断基準によって失格となった業者の検証を行っていないことを以下(1)~(4)(甲第8号証の1~4)より証明する。

(1)物件調査委託業務(その5)(開札執行日平成27年8月10日)

(甲第8号証の1)では調査基準価格を9,771,662円に、失格判断基準を7,505,913円に設定している。有限会社旭測量事務所が7,900,000円で落札し、失格判断基準を下回った株式会社三河建設コンサルタントは失格となった。落札した有限会社

旭測量事務所は、調査基準価格を下回っているため低入札価格調査が行われた（甲 8 の 1 の 2 ページ目）。しかし、被告は、失格判断基準を下回り失格となった株式会社三河建設コンサルタントを調査、検証していない。

(2)管渠実施設計業務（その 3）（開札日平成 29 年 2 月 23 日）（甲第 8 号証の 2）では調査基準価格を 28,135,260 円に、失格判断基準を 20,126,542 円に設定している。中部水工設計株式会社豊橋事務所が失格判断基準価格と同額の 20,126,542 円で落札となり、中部復建株式会社東三河営業所は失格判断基準より 1 円低い 20,126,541 円の入札額であったので失格となった。落札した中部水工設計株式会社豊橋事務所は、調査基準価格を下回っているため低入札価格調査が行われた（甲 8 の 2 の 2 ページ目）。しかし、被告は、失格判断基準を 1 円低い入札額で失格とした中部復建株式会社東三河営業所を調査、検証していない。

特筆したいのは、失格判断基準を 1 円下回った中部復建株式会社東三河営業所をまさに数値のみで失格としていることである。

(3)本件業務委託①（甲第 8 号証の 3）においても被告は、失格判断基準を下回って失格となった株式会社修成建設コンサルタント名古屋事務所を調査、検証をしていない。

(4)本件業務委託②（甲第 8 号証の 4）においても被告は、失格判断基準を下回って失格となったパシフィックコンサルタンツ株式会社中部支社を調査、検証していない。

同様の入札結果は失格判断基準制度導入（平成25年6月1日）以後多々あることを申し付け加える。

以上(1)～(4)から被告が、豊橋市監査委員の「一定の価格を下回る入札を失格とする価格による数値的基準として、導入されたものであるが、本入札制度が試行であることを踏まえ、本基準の運用については、失格となった者に対する調査を行うなど、様々な検証を行うことによって本入札制度の透明性・信頼性を確保しつつ、より実効性の高い制度となるよう努められたい。」要望（甲4，7ページ目）を無視し、平成28年（行コ）第13号の原審（名古屋地方裁判所平成26年（行ウ）第68号）の判示を無視したままの入札制度が施行し続けられていることがわかる。

## 6、第3の3について

被告は、本件入札①②は適法である、と主張するが、失格判断基準が適正に機能しているか否かの調査、検証をしていないのに、どうして適法と言えるのか。本件委託業務①②は明らかに違法である。

## 第3 まとめ

本件入札のような設計委託業務については、ほとんどが人件費の業務であるから、過去の関連業務のデータストックの有無及び量によって業務コストが異なり、低価格入札でも十分に利益を確保できる。このことについては1級建築士事務所（株）フルハウスより証言をもらっている（甲第9号証）。直近の取引の実例価格ではない国、県などによる標準価格表等を基

にした予定価格が設定される。そして、それを基準に失格判断基準価格は設定される。落札を求める業者は競争価格ではなく失格を逃れるために失格判断基準価格を切らない入札額を入れることになる。結果、入札価格を不当に高くするモラルハザードが起きている。失格判断基準にどれだけの適正性があるかは、大いに疑問のあるところである。

東京経済大学教授の青木亮氏は自身の論文「公共調達（工事）の最低制限価格制度が競争政策に与える影響について」（政策研究大学院大学まちづくりプログラム）（甲第10号証）最低制限価格のような価格制限政策は、企業の入札価格決定の指標となっており、企業の費用削減のインセンティブを阻害することとなる。また、効率的な企業の技術的優位性を阻害し、非効率な企業が落札する可能性を高めるとともに共に温存することとなる。財政支出が増加すれば新たな税の徴収をもしくは他の財源からの補填を必要とするため、結果として国民が不利益を被ることとなるといった問題が考えられる。」と述べている。

データストックを考慮せず、単価表のみで計算された予定価格に失格判断基準を設定し、履行可能性について確認もせずに失格とする失格判断基準制度を導入するのは設計業務の実情を無視した不当な入札制度である、と考える。調査基準価格以下の入札者に行われている低入札価格調査を失格者に行えば、豊橋市の失格判断基準制度の実効性の可否は容易に判明します。被告が、設計委託業務への失格判断基準の調査・検証をすることなく導入し続けることになれば、青木亮氏が述べるような結果を招き、不利益を豊橋市住民が被ることになる。そうならないために、住民の財産を守



るべき行政は適正な調査と検証を行うべきである、とするのが原審判示の意味するところである。

裁判所が、本件委託業務①②を違法とし、豊橋市が、失格判断基準が適正に機能しているか否かを調査するよう判断されることを切に願う。

証拠方法

甲第8号証(1)~(4)：入札結果

甲第9号証：意見陳述書（1級建築士事務所（株）フルハウス）

甲第10号証：論文「公共調達（工事）の最低制限価格制度が競争政策  
に与える影響について」(政策研究大学院大学まちづくり  
プログラム) 青木亮氏著

#### 添付書類

準備書面（1）副本 1通

甲号証写し 各1通

資料1：あいち電子自治体推進協議会/あいち電子調達共同システムに  
ついて 1通